

第5章 計画の推進

1 県における推進体制

知事部局や教育委員会、警察本部の関係各課で構成する「栃木県青少年行政連絡会議」を中心に、庁内部局相互の連携を図り、本プランに掲げた施策を総合的に推進します。

また、学識経験者、関係機関・団体の代表、県議会議員等で構成された、県の附属機関である「栃木県青少年健全育成審議会」において、それぞれ専門的な見地から幅広く意見や助言をいただき、計画推進へ反映します。

2 国、市町等との連携

青少年にとって生活の基盤は身近な地域にあり、市町には地域の実情を踏まえた青少年育成支援の取組が期待されています。県は、市町において本プランに呼応した取組が円滑に実施されるよう、情報提供、連絡調整等を行い、本プランの着実な推進に努めます。

また、国の支援施策や研修制度等を活用しながら、効果的に青少年育成施策を推進していきます。特に、有害環境対策については、県域を越えて対応しなければならない課題も多いため、他の都道府県とも緊密な連携を図ります。

3 関係団体等との連携

青少年健全育成県民運動の推進母体として活動する青少年育成県民会議や地域における青少年育成の中核を担う青少年育成連絡協議会、青少年育成市町村民会議等との連携を密にし、本プランの着実な推進に努めます。

また、民間団体やNPO、企業等との連携や協働も進め、社会全体での青少年育成の意識の醸成を図り、取組を推進します。

4 「とちぎ心のスクラム県民運動」の展開と一体となった推進

家庭、学校、職場、地域等において、すべての県民が相互に協力しながら青少年健全育成に取り組む「とちぎ心のスクラム県民運動」の展開と一体となって、本プランの推進を図ります。